

第Ⅱ章 人権教育の基本的な在り方

本章は、「人権教育」のとらえ方と学校教育及び社会教育・家庭教育における目標など、人権教育の基本的な在り方を示します。

1 人権教育について

(1) 人権について

人権について、様々などらえ方がなされていますが、「人権教育・啓発に関する基本計画」は、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示しています。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。人権が侵害されたことにより、深刻な事態に陥ってしまうこともあります。すべての人は、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負います。特に、生命の大切さについては、幼いうちから繰り返し指導していくことが重要です。

(2) 人権尊重の理念について

人権尊重の理念について、「人権教育・啓発に関する基本計画」は、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方として理解すべきである」と示しています。

「群馬県人権教育の基本方針」では、この理念に基づいて、人権教育を日常的・体験的な活動を通して積極的に推進することとしています。

(3) 人権教育について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（中略）行わなければならない」（同第3条）とされています。

本県では、「群馬県人権教育の基本方針」において、人権教育を「基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動」であるとしています。

2 学校教育における目標

(1) 学校教育における人権教育の目標

これまで各学校等において人権教育は推進されていますが、「知的理 解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていなかった」との指摘もあり、調査研究会議のとりまとめ^{*1}では、学校教育における人権教育の目標を、

児童生徒が、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようすること

と、示しています。

人権教育を進めるに当たっては、単に知的理 解を深めるだけではなく、自分の大切さや他の人の大切さに気付き、他の人の思いやりや生命を尊重することなどについての学習の充実を図ることが重要です。

(2) 校種別の目標

人権教育の目標を発達段階を踏まえ、校種別に示すと次のようになります。

幼稚園等	遊びの中で身近な人々や自然とのかかわりを通して、生命の大切さや友だちとの違いやよさに気付くとともに、自分を大切にし、他の人のことを思いやれるような態度を身に付ける。
小学校	人権の大切さについて理解するとともに、生命の尊さや、自分の大切さや他の人の大切さに気付き、よりよい人間関係を築こうとする能力や態度を身に付ける。
中学校 (中等教育学校前期課程)	人権に関する基礎的内容や生命を尊重することについて理解を深めるとともに、自分の大切さや他の人の大切さを認め合いながら、身近な人権問題を解決しようとする能力や態度を身に付ける。
高等学校 (中等教育学校後期課程)	人権の概念や様々な人権課題について理解を深め、生命に対する畏敬の念を養うとともに、他者と共生を図りながら、人権尊重社会を実現しようとする能力や態度を身に付ける。
特別支援学校	障害の状態や発達段階に応じ、身体や生命を大切にし、自他のよさを認めるとともに、互いに協力し合って共に生きる社会を実現しようとする態度を身に付ける。

*1 平成15年に文部科学省に設置された人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

3 社会教育・家庭教育における目標

(1) 社会教育における人権教育の目標

「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」では、地域社会において、県民一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識や豊かな人権感覚を身に付け、真に人々の人権が尊重される地域社会づくりを推進することが求められるとしています。そのため、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じた多様な学習機会の提供の充実を図ることが重要です。

また、人権教育の推進においては、他部局、社会教育関係団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等の果たす役割が大きく、それぞれの分野及び立場において必要に応じて連携を保つことも重要です。

このことを踏まえて、社会教育における人権教育の目標を次のとおりとします。

他部局、社会教育関係団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等と連携・協働しながら、幼児から高齢者に至るまで一人一人が人権の意義や重要性についての正しい知識や豊かな人権感覚を身に付け、真に人々の人権が尊重される地域社会づくりをめざす。

(2) 家庭教育における人権教育の目標

人権尊重の精神を生活の中に生かしていくためには、すべての教育の出発点である家庭教育が重要な役割を担うことになります。しかしながら、少子化、核家族化等の進行により、現代は地域とのつながりが希薄化するなど、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭教育を行うことが困難な状況が指摘されており、社会全体で家庭教育を支援することが求められています。「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」において、家庭教育では、保護者が、家庭の中で人権に配慮した態度や行動をとることにより、子どもの健全な人間形成に結び付いていくよう、保護者に対して家庭教育について考える学習機会や子育てに関する情報の提供などを行うことが必要であるとしています。

このことを踏まえて、家庭教育における人権教育の目標を次のとおりとします。

多様な場面における学習機会を通して保護者の人権感覚の育成や人権意識の高揚を図り、保護者が家庭の中で人権に配慮した態度や行動をとることにより、子どもの健全な人間形成に結び付いていくように努める。